

## 伊賀建設事務所地域維持型維持修繕業務総合評価方式試行要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県が発注し、伊賀建設事務所が施行する維持修繕業務において、伊賀建設事務所地域維持型維持修繕業務総合評価方式（以下「総合評価方式」という。）の実施に関し必要な事項を定め、その適正な活用により、地域における県管理施設の維持管理に不可欠な業務について、確実な実施体制を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 総合評価方式とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、入札者から入札時に業務価格と共に地域貢献度、機動性等（以下「企業的能力等」という。）に関する技術資料届出書をもって申し込みをさせ、価格だけでなく、価格以外の企業的能力等について審査し、これらを総合的に評価して落札者を決定する方式をいう。

(対象業務委託の範囲及び指定)

第3条 この要領に定める対象業務は、伊賀建設事務所管内で実施する地域維持型維持修繕業務（緊急時を含めた維持修繕業務、雪氷対策業務、道路除草業務）（以下「業務」という。）とする。

2 伊賀建設事務所長（以下「所長」という。）は、前項の業務について、伊賀建設事務所建設工事競争入札審査会（以下「競争入札審査会」という。）の審査を経て指定を行う。

(入札方式の指定及び執行)

第4条 知事又はその委任を受けて契約の締結権を有する者（以下「契約締結権者」という。）は、前条に該当する業務の実施に当たり、競争入札審査会の審査を経て入札方式の指定を行う。

2 契約締結権者は、前条で指定した業務の落札者の決定までの執行に関して、第5条に規定する総合評価方式技術審査会（以下「技術審査会」という。）の調査、審議を経て、競争入札審査会の承認を得るものとする。

(技術審査会)

第5条 競争入札審査会の長は、技術審査会を設置することとする。

2 技術審査会は次に掲げる事項を調査、審議し、その結果を競争入札審査会に報告するものとする。

- (1) 総合評価にかかる技術資料の要求要件等の設定
- (2) 総合評価にかかる評価基準の設定
- (3) 提出された技術資料の審査

- 3 技術審査会は、会長、副会長及び委員をもって構成するものとし、構成員は対象業務の規模・内容により選定するものとする。
- 4 技術審査会は、落札者決定基準を定めようとするとき、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 5 前項の規定による意見の聴取において、学識経験者から当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、技術審査会は、当該落札者を決定するに当たり、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札公告又は技術資料収集に係る掲示等に明示する事項)

第6条 技術資料の提出を求める場合においては、入札公告に係る掲示及び入札説明書等に次の事項を加える。

(1) 入札公告に係る掲示

- ア 当該業務が、伊賀建設事務所地域維持型維持修繕業務総合評価方式であること。
- イ 伊賀建設事務所地域維持型維持修繕業務委託総合評価方式の競争入札参加資格に関わる事項。
- ウ 技術資料により評価しようとする場合は、その求める内容を明記した技術資料届出書様式を提示すること。
- エ 技術資料届出書で求める企業の能力等の要求要件及び評価基準。
- オ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(2) 入札説明書等

- ア (1) の内容の詳細
- イ 技術資料届出書は競争参加資格の確認に反映されること。また、その審査にあたっては、企業の能力等について評価すること。

(技術資料の提出)

第7条 技術資料の提出に係る手続は次のとおりとする。

(1) 技術資料を求める範囲

技術資料を求める範囲は、企業の能力等に関するもので、より確実な実施が期待できるものを、業務の特性に応じて定めることとする。

(2) 技術資料の提出方法

入札者は、入札公告に示された様式に、該当する内容を明示した技術資料届出書等を提出するものとする。

(技術資料の審査)

第8条 提出された技術資料については、技術審査会による審査を経て、競争参加資格の確認に反映されるものとする。

2 技術資料の審査に当たっては、企業の能力等を審査するものとする。

(総合評価の方法)

第9条 総合評価の方法については次のとおりとする。

(1) 企業の能力等の要求要件について、当該業務の目的・内容に応じ評価項目・評価基準を設定する。

(2) 各評価項目の評価に応じ得点を与える。

(3) 価格及び企業の能力等に係る総合評価は、除算方式とし、標準点に

(2) の各評価項目の得点の合計を加算したものを当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。（別添資料1参照）

なお、入札価格が基準価格/1.10を下回った場合は、基準価格/1.10を入札価格として評価します。

(4) 基準価格とは、「修繕・点検等業務委託に係る最低制限価格の運用について」の区分①により算定される「業務に伴い最低限必要な費用＝P」とします。

(落札者の決定)

第10条 落札者の決定については、入札者に価格及び技術資料届出書等を持って申込みをさせ、次の各要件に該当する者のうち、前条により得られた評定値の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が予定価格（税抜き）の制限の範囲内にあること。

(2) 入札に係る入札参加要件が、入札公告に示す条件を全て満たしていること。

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

(試行)

第11条 当該要領にもとづく伊賀建設事務所地域維持型維持修繕業務総合評価方式の入札手続きの流れについては、別紙1を基本とする。

2 当該要領にもとづく伊賀建設事務所地域維持型維持修繕業務総合評価方式については、部分的にこの要領によらず試行することができるものとする。ただし、その場合は入札公告に係る掲示にその旨を記載することとする。

附 則

この要領は、平成29年7月19日から施行する。

この要領は、令和2年1月29日から施行する。